

2020年は、2度目の東京オリンピック開催の年であり、司法界では、4月に、5年に1度開催される国連の犯罪防止・刑事司法分野における最大の会議である国連犯罪防止刑事司法会議（通称「 कांग्रेस」）が開催される年でもありました。振り返れば新型コロナウイルス感染症のために激動の1年となりました。オリンピックも京都 कांग्रेसも延期され、人権擁護大会を始め、日弁連、弁護士会では含め多くの行事や会議が中止、縮小され、また、個々の弁護士の活動にも多大の影響が生じています。

司法においても、かねてよりグローバル化、デジタル化の波が押し寄せ、法友会の政策形成においても一つの柱としてその対応が検討されていましたが、新型コロナウイルスは、グローバル化の課題を顕在化させるとともに、デジタル化を急激に進めることになりました。多くの法律問題も噴出しており、多くの弁護士がその対応に追われることになったものと思います。新型コロナウイルスの影響は司法界にとっても大きな変革を迫る一年でした。

今年度の政策要綱は、今年1年を振り返り、新型コロナウイルスだけでなく、将来別の感染症の被害に見舞われた際の教訓とするべく、特集として新型コロナウイルスを取り上げました。この1年で何が起こったのか、現在までにどのような対応が取られたのかについて、特に法的な観点から詳細な分析がなされています。

そのほかにも今後の司法に影響を与える大小様々な出来事がありました。司法試験の延期により現時点で、今年の司法試験合格者の発表はなされていませんが、受験者数の減少もあり合格者数が1,500名を切るようになるのが注目されます。日弁連でも法曹人口についての検証が始まっています。また来年度の74期の司法修習の日程も変更を余儀なくされましたが、73期からは集合修習などの講義はウェブでなされています。

民事裁判のIT化については、今年は全国の地方裁判所本庁等でウェブ会議による弁論準備手続、書面による準備手続の運用が開始されるとともに、民事訴訟法改正のための法制審議会部会も開始しています。緊急事態宣言を受け、その間、訴訟期日が取り消されるなど新型コロナウイルスの個々の裁判手続への影響も発生し、緊急事態における司法の在り方も問われること

になりました。

内閣総理大臣の交代による問題もいくつか生じています。総理による日本学術会議の会員の任命拒否問題、さらにはそれに先立つ検察庁法改正問題もありました。また、総理肝煎りのデジタル庁の新設は、訴訟手続のIT化への影響も否定できません。

国際化に関しては、本年3月、東京都港区虎ノ門に「日本国際紛争解決センター（東京）」がオープンし、外弁法の改正も成立しています。グローバル化により国レベルの紛争も多発し、さらに海外との紛争の増加も見込まれ、国際仲裁等の紛争解決手続の担い手や国際機関における国際的な司法業務を担う人材の育成・拡大は緊急の課題となっております。

京都 कांग्रेसは来年に延期されましたが、東弁をはじめ多くの弁護士会で死刑廃止に向けた決議がなされています。

これら弁護士会内外の出来事は、いずれも将来の日本の司法に重大な影響を生じさせるものであり、2020年は、我が国の司法の歴史の中で大きな転換期となり得る1年だったともいえます。今年度の政策要綱ではこれらの出来事を踏まえ、法友会の政策・活動として重要な事項をできるだけ盛り込みました。政策要綱が、司法の明るい未来を構築する指針となることを願ってやみません。

この政策要綱は、1年間を通じての法友会政策委員会における議論のほか、本年10月に2回に分けて開催した政策検討会での熱心な議論を踏まえたものです。これらの議論に参加され、また直接、執筆を担当された法友会会員の皆様にはお忙しい中、多大なるご協力をいただきました。さらに、この大変な年に例年どおり政策要綱を完成させることができたのは、村林俊行政策委員長をはじめ、政策要綱担当の鉾竹昌利副幹事長、田中良幸事務次長、そして政策委員会や政策検討会を裏方として支えていただいた執行部の先生方の多大なるご尽力にお陰です。この場をお借りしまして皆様に厚く感謝申し上げます。

2020（令和2）年12月

東京弁護士会 法友会  
政策委員会 政策要綱策定部会 部会長 大坪 和敏